スクールソーシャルワーカー活用事業に関する
Q＆A

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和6年4月

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スクールソーシャルワーカー活用事業に関する
Q＆A

Q1. スクールソーシャルワーカー活用事業の事業内容は何ですか。
Q2. スクールソーシャルワーカー活用事業に関する年間のスケジュールはどうなっていますか。
Q3. スクールソーシャルワーカーの選考に当たり、必要な資格はありますか。
Q4. スクールソーシャルワーカーの職務内容に関する国のガイドライン等はありますか。
Q5. スクールソーシャルワーカーの配置充実に向け、国の方針はありますか。
Q6. スクールソーシャルワーカーの対応実績はどうなっていますか。
Q7. スクールソーシャルワーカーの重点配置とは何ですか。
Q8. スクールソーシャルワーカーの支援件数や支援内容はどうなっていますか。
Q9. スクールソーシャルワーカーの研修はどのように取り組めばよいですか。
Q10. スクールソーシャルワーカーの活用にあたり、各教育委員会等において留意すべき点はありますか。
Q11. 事件・事故、自然災害等により、緊急的にスクールソーシャルワーカーを追加配置する場合、国からの追加的な支援はありますか。

Q1. スクールソーシャルワーカー活用事業の事業内容は何ですか。

A1. スクールソーシャルワーカー活用事業では、次の内容を実施することができます。

〇スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施。

また、広域的な支援を実施するため、オンラインを活用することも可能。

〇スーパーバイザーの配置

スーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施。

〇研修・連絡協議会の開催

スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるための研修を実施するとともに、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催。

Q2. スクールソーシャルワーカー活用事業に関する年間のスケジュールはどうなっていますか。

A2.　事業実施年度の前年度末に事業計画書の案を提出後、交付内示を受け、事業を開始していただきます。実施期間中には、執行状況調査を踏まえ、必要に応じて変更交付決定を行います。実施期間終了後には、当該事業の実績報告書を踏まえ、額の確定を行います。
　また、スクールソーシャルワーカーの配置や活動に関する調査、活用事例集の作成を行っていただきます。

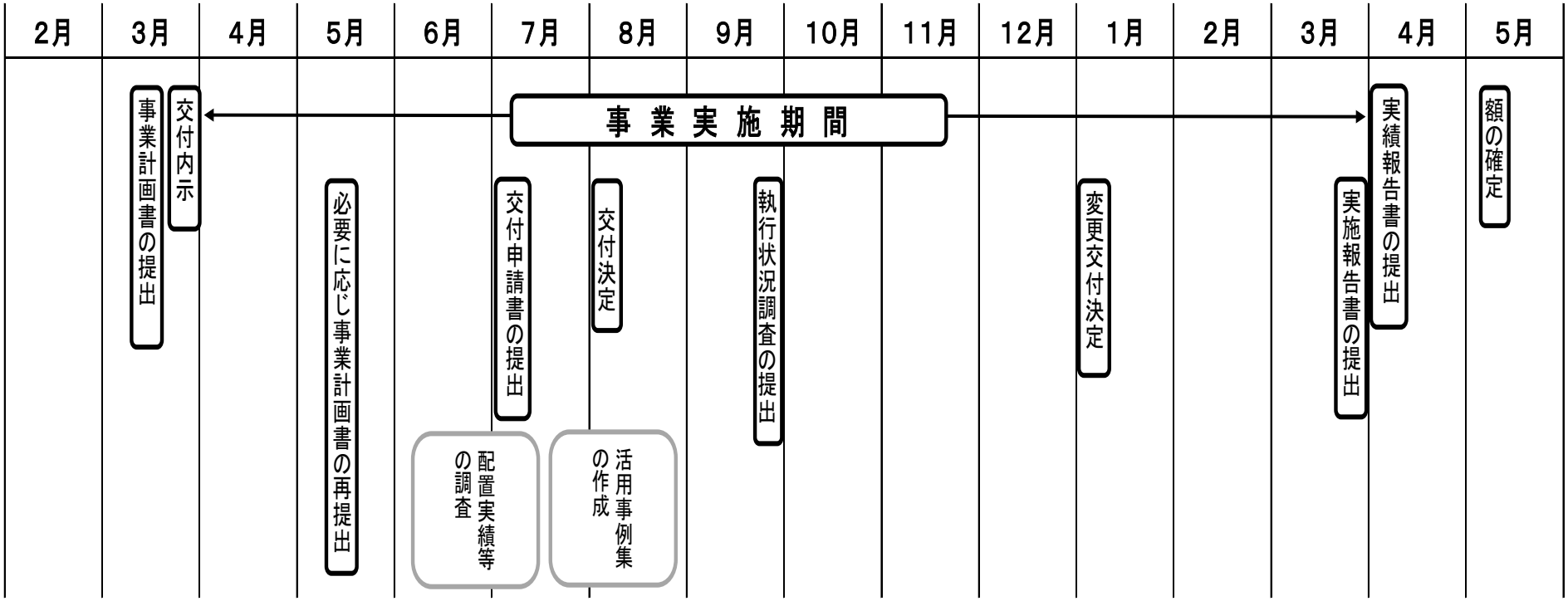

Q3. スクールソーシャルワーカーの選考に当たり、必要な資格はありますか。

A3. スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領においては、
スクールソーシャルワーカーの選考に当たり、以下の資格等を求めています。

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
⑤ 教職員等への研修活動

なお、採用に当たっては、資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で選考していただきたいと考えております。

スクールソーシャルワーカーの有する資格の推移

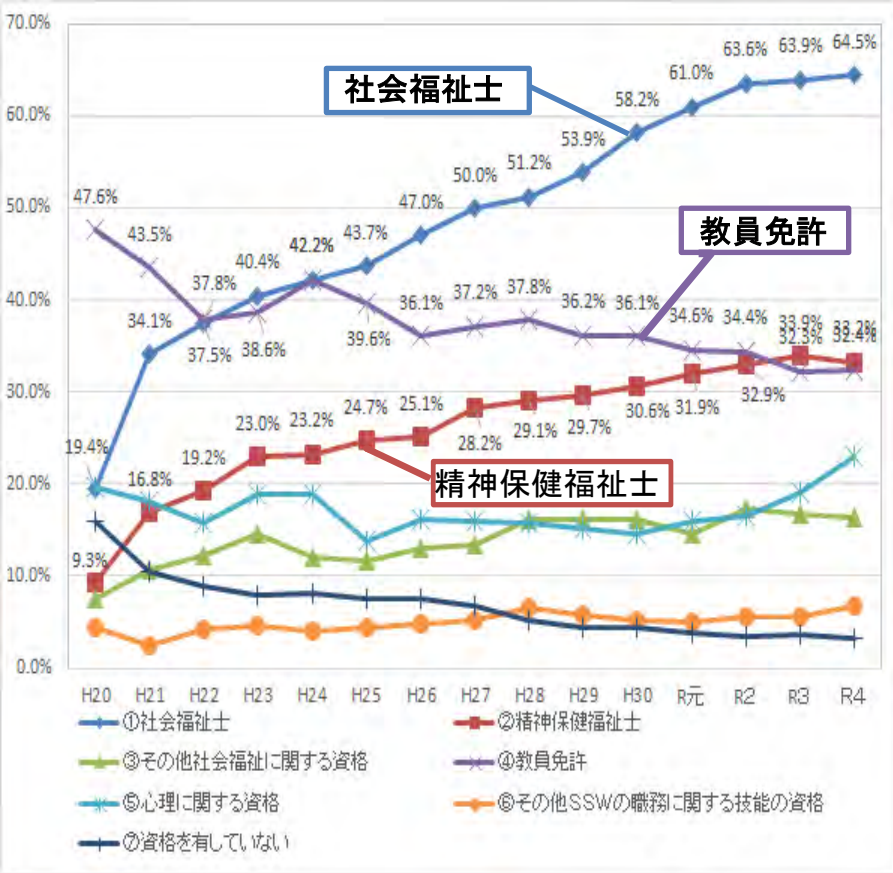

Q4. スクールソーシャルワーカーの職務内容に関する国のガイドライン等はありますか。

A4. 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月　教育相談等に関する調査研究協力者会議）において、スクールソーシャルワーカーの職務内容等について示すとともに、ガイドライン（試案）を示しています。

各教育委員会においては、本ガイドラインを参考に、各地域の実情を踏まえつつ、活動指針を策定することが望まれます。

（参考）「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

第2章　第2節　SC及びSSWの職務内容等　（事項のみ抜粋）

2　SSWの職務内容等

（1）SSWの職務

①不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

（ア）地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け

（イ）学校アセスメントと学校への働き掛け

（ウ）児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）

（エ）地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

②不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

（ア）児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントから見直しまで

（イ）事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

（ウ）自治体における体制づくりへの働き掛け

Q5. スクールソーシャルワーカーの配置充実に向け、国の方針はありますか。

A5. 第3期教育振興基本計画において、以下のとおり、閣議決定されております。

◆第3期教育振興基本計画（抄）（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群
5. 教育政策推進のための基盤を整備する
目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

〇教職員指導体制・指導環境の整備

課題を抱えた児童生徒に対し，教師と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう，スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門スタッフの資質向上・配置促進や，各地方公共団体において，専門スタッフが力を発揮できる研修や事例の共有を促進する。平成31（2019）年度までに，原則として，SCを全公立小中学校に配置するとともに，SSWを全中学校区に配置し，それ以降は，配置状況も踏まえ，配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。また，SSW等の育成の在り方について，福祉関係者等との意見交換等を通じて，引き続き検討を行う。

Q6. スクールソーシャルワーカーの対応実績はどうなっていますか。

A6. 平成24年度以降、年々、対応実績が増加しています。

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
SSW実人数	784人	1，008人	1，186人	1，399人	1，780人	2，041人	2，377人	2，659人	2，859人	3，091人	3，241人
対応学校数合計	6，507	7，815	8，805	11，392	13，573	15，485	17，050	17，763	18，286	20，279	20，258

○ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
○ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

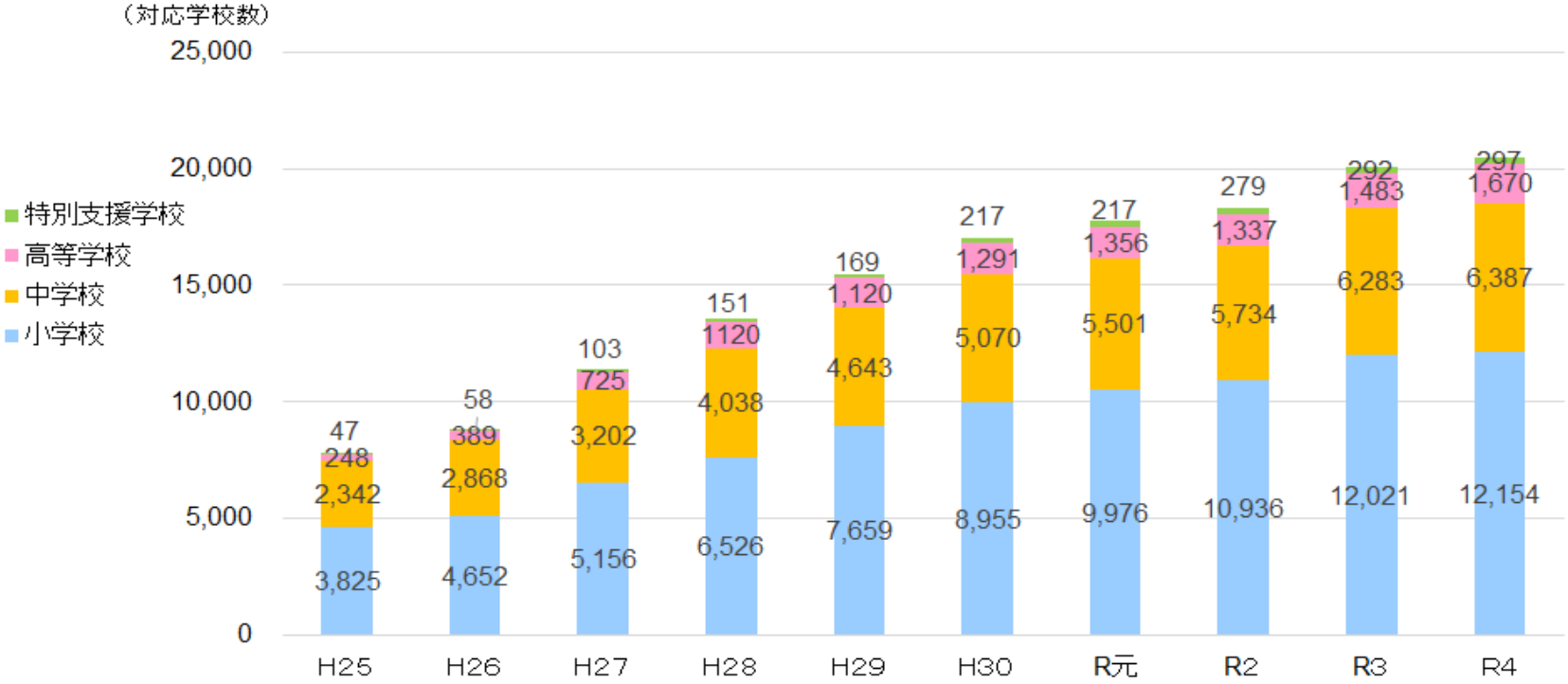

Q7. スクールソーシャルワーカーの重点配置とは何ですか。

A7. 貧困、虐待、いじめ・不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、特に必要な学校等に対し、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充することです。

重点配置の考え方

重点配置を１校申請するごとに、ＳＣ・ＳＳＷの勤務時間が**年間１２０時間**分(※)加算される。

※ＳＶはＳＣ：年間700時間、ＳＳＷ：年間630時間
週５配置（ＳＣのみ）は年間700時間

- 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や１日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。

【重点配置】
１校申請ごとに
年間＋120時間

＋

【通常配置】
42週×週１日×３時間
➡ これに域内の中学校区の総数を乗じた時間がその自治体の基礎配置時間となる

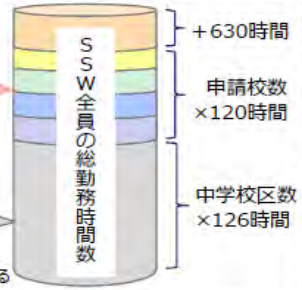

重点配置のメニュー

◆いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

貧困	学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。 ※ヤングケアラー支援のための配置を含む
虐待	学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
いじめ 不登校	認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
教育支援 センター	不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。
質の向上 （ＳＶ）	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。

※上記のほか、スクールカウンセラーについては「週５配置」のメニューがある。

Q8. スクールソーシャルワーカーの支援件数や支援内容はどうなっていますか。

A8. 以下の通り、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充に伴い、支援件数も増加しています。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
①不登校	11,444	5,684	6,239	7,824	9,727	11,222	12,183	15,995	24,105	31,424	37,736	44,635	52,877	64,552	71,813
	41.7%	27.4%	25.5%	26.0%	23.8%	22.4%	23.5%	24.9%	24.1%	24.5%	25.9%	24.8%	25.9%	26.0%	25.5%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	（調査項目なし）								6,120	6,523	7,443	10,112	9,413	10,497	12,774
									6.1%	5.1%	5.1%	5.6%	4.6%	4.2%	4.5%
いじめ	507	284	360	416	914	1,276	857	998	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）
	1.8%	1.4%	1.5%	1.4%	2.2%	2.5%	1.7%	1.6%							
暴力行為	559	409	595	736	912	1,100	990	1,320							
	2.0%	2.0%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	1.9%	2.1%							
非行・不良行為	1,123	1,009	1,299	1,436	2,094	2,186	2,005	2,199							
	4.1%	4.9%	5.3%	4.8%	5.1%	4.4%	3.9%	3.4%							
③友人・教職員等との関係の問題（②を除く）	（調査項目なし）								6,495	9,544	10,683	14,058	12,480	14,865	17,989
									6.5%	7.5%	7.3%	7.8%	6.1%	6.0%	6.4%
友人関係（②を除く）	2,236	1,122	1,216	1,400	2,332	2,828	2,875	3,439	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）	（調査項目なし）
	8.1%	5.4%	5.0%	4.6%	5.7%	5.6%	5.6%	5.4%							
教職員等との関係	675	494	790	1,018	1,545	1,814	1,738	1,868							
	2.5%	2.4%	3.2%	3.4%	3.8%	3.6%	3.4%	2.9%							
④児童虐待	1,117	1,186	1,882	1,870	2,475	2,615	2,981	4,039	6,806	9,110	10,069	15,140	17,603	17,872	21,565
	4.1%	5.7%	7.7%	6.2%	6.0%	5.2%	5.8%	6.3%	6.8%	7.1%	6.9%	8.4%	8.6%	7.2%	7.7%
⑤貧困の問題	（調査項目なし）								4,087	4,691	5,461	7,142	7,936	8,180	8,838
									4.1%	3.7%	3.8%	4.0%	3.9%	3.3%	3.1%
⑥ヤングケアラー	（調査項目なし）													4,603	5,447
														1.9%	1.9%
⑦家庭環境	3,901	4,772	5,890	7,560	9,828	12,913	13,565	16,716	21,623	28,711	33,972	38,515	44,403	54,201	59,855
	14.2%	23.0%	24.1%	25.1%	24.0%	25.7%	26.2%	26.0%	21.7%	22.4%	23.3%	21.4%	21.8%	21.8%	21.2%
⑧心身の健康・保健	1,647	1,571	1,811	2,265	3,038	3,544	3,333	4,923	7,259	9,833	11,382	13,465	17,363	23,993	26,446
	6.0%	7.6%	7.4%	7.5%	7.4%	7.1%	6.4%	7.7%	7.3%	7.7%	7.8%	7.5%	8.5%	9.6%	9.4%
⑨発達障害等	2,404	2,723	2,972	4,013	5,220	6,946	7,828	10,064	13,263	17,806	20,183	25,489	30,265	37,456	42,310
	8.8%	13.1%	12.2%	13.3%	12.7%	13.8%	15.1%	15.7%	13.3%	13.9%	13.9%	14.2%	14.8%	15.1%	15.0%
⑩性的マイノリティ	（調査項目なし）														1,038
															0.4%
⑩その他	1,846	1,472	1,388	1,577	2,860	3,753	3,427	2,632	10,108	10,457	8,633	11,503	11,658	12,518	13,613
	6.7%	7.1%	5.7%	5.2%	7.0%	7.5%	6.6%	4.1%	10.1%	8.2%	5.9%	6.4%	5.7%	5.0%	4.8%
計	27,459	20,726	24,442	30,115	40,945	50,197	51,782	64,193	99,866	128,099	145,562	180,059	203,998	248,737	281,688

※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数。
※支援対象支援児童生徒の支援内容が複数項目に該当する場合は、複数項目全てにカウント。

Q9. スクールソーシャルワーカーの研修はどのように取り組めばよいですか。

A9. 各教育委員会においては、スーパーバイザーを活用するなどして、スクールソーシャルワーカーとしての専門性を向上させるための研修を実施するとともに、各自治体の教育方針、地域特性・課題等をスクールソーシャルワーカーが理解するための研修を実施する必要があります。

また、「チーム学校」の趣旨を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談コーディネーター等の教育相談に関わる者に向けた合同の研修を行い、事例研究等を含む研修を行うことが重要です。

さらに、教育分野全般に関する理解を深めるため、教職員向けの研修への参加を促進することも有益だと考えます。

なお、研修に際しては、文部科学省において毎年度実施している「学校における教育相談体制に係る連絡協議会」や「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」の中で説明する最近の国の提言や施策、各自治体からの事例発表等を資料として活用することも考えられます。また、スクールソーシャルワーカー活用事業における各都道府県等の取組についてまとめた「スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」の活用も考えられます。

（参考）スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1312714.htm

Q10. スクールソーシャルワーカーの活用にあたり、各教育委員会等において留意すべき点はありますか。

A10. スクールソーシャルワーカーがより一層その専門性を発揮できる環境に向け、各教育委員会等においては、特に以下の点に留意してください。

①スクールソーシャルワーカーの職務内容等の理解促進

学校内の関係教職員によるチームが有効に機能するためには，SSW等を含め関係教職員が，その役割を互いに理解し，それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが大切であり，SSWの活用とその理解が進むことは，教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や，関係機関との連携など，学校の支援に専門性が加わり，教職員の業務負担の軽減が図られるとともに，教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながるものと考えます。

こうした認識の下，SSWに対する理解を図り，その専門性を活かすため，各教育委員会等においては，校長研修，教頭（副校長）研修，生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において，両者の職務内容，活動事例，模擬ケース会議等を取り入れるほか，校長会，教頭会，生徒指導担当者会，養護教諭の会などあらゆる機会において役割や活用方法を周知し，特に管理職等がSSWの存在意義等について理解することが重要です。

なお，活動事例の共有に当たっては，ケース会議の開催など児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに，当該取組ごとのSSWが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関，当該SSWの配置形態が分かるよう整理しておくことが望ましいと考えます。

加えて，各教育委員会においては，地域・学校の実情を踏まえつつ，SSWが担う職務内容，校内体制への位置付け，関係機関との連携等について記載した指針を策定しておくことが求められるとともに，指針策定後も実情に応じて記載内容の充実を図るなど改善していくことが必要です。

②スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題への対応

SSWの活用に当たって，各教育委員会等において把握した課題については，その原因を分析した上で，指針の見直しや研修の実施，スーパービジョン体制の整備等により当該課題の解消に努めるなど，SSWがその専門性を十分に発揮し，効果的に活動できるよう工夫が必要です。

Q11. 事件・事故、自然災害等により、緊急的にスクールソーシャルワーカーを追加配置する場合、国からの追加的な支援はありますか。

A11. 事件・事故、自然災害等により、既存のスクールソーシャルワーカーの配置で対応できず、追加配置の必要性が生じた場合は、文部科学省まで速やかにご相談ください。内容をお伺いした上で、予算の範囲内で補助金の追加交付を検討します。

なお、近年では平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨等において、被災自治体からの要望を踏まえ、スクールソーシャルワーカーの追加配置に向け支援したところです。